

土木学会選奨土木遺産とは？

○選奨土木遺産の概要

賞の設立：平成12年度

対象：近代土木遺産（幕末～昭和20年）（原則として、1950年代以前を主とし、1960年代以降についても
竣工後50年を経過した段階で順次含めるものとする。）

選考方法：土木学会選奨土木遺産選考委員会（委員長：天野光一）により、「日本の近代土木遺産—現存する重要な土木構造物2800選（土木史研究委員会編、土木学会発行）」に掲載の構造物を中心として、支部推薦および公募の中から選出される。

件数：毎年20件程度

賞牌：青銅製の銘板（30cm×20cm）を授与する。

○設立の趣意

- (1) 社会に対するアピール（土木遺産の文化的価値の評価、社会への理解等）
- (2) 土木技術者に対するアピール（先輩技術者の仕事への敬意、将来の文化財創出への認識と責任の自覚等の喚起）
- (3) 地域づくりへの活用（土木遺産は、地域の自然や歴史・文化を中心とした地域資産の核となるものであるとの認識の喚起）